



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

住 所 三重県津市藤方 501 番地の 62
会 社 名 株式会社メディカル一光
代表者役職氏名 代表 取締役社長 南野 利久
(コード番号: 3353)
問い合わせ先 代表取締役専務取締役 西井 文平
(管理本部長兼経理財務部長)
TEL 059-226-1193 (代表)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、平成18年5月1日付会社法施行に伴う内部統制システムの基本方針に関して、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社では、法令遵守の経営方針を明確にすべく、「コンプライアンスマニュアル」を制定し全役職員に周知徹底させております。
- ② コンプライアンスを統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し推進体制を確保しております。
- ③ 弁護士及び医療関係の有識者を社外取締役として招聘し、取締役会における重要事項の協議において、適宜客観的な意見を反映させております。
- ④ 法的課題やコンプライアンスに関する事象については、適宜、顧問弁護士の助言・指導を受けております。
- ⑤ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- ⑥ 監査室は、使用人の職務執行状況が法令・諸規定を遵守しているかを監査します。
- ⑦ 事故の未然防止もしくは早期発見を目的とし、通報者の保護を徹底したヘルプラインを監査室内に設置し、相談・通報環境を整えております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、文書管理規程等の社内規定に従い適切に保管・管理を行っております。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ① リスク管理の重要性を認識し、「危機管理マニュアル」を制定し全役職員に周知徹底させております。
- ② リスク管理を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し推進体制を確保するとともに、緊急時対応の主導的役割を果たしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会の決議による、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、役割と責任、職務執行手続きの詳細について定めております。
- ② 每月開催する取締役会において、各取締役が委嘱された業務の執行状況についての報告を行うことにより、職務執行の監督機能を果たしております。

5. 企業集団における業務の適正化確保のための体制

- ① 当社のグループでは「メディカルー光グループ連携規程」を制定し、業務の適正化を図るとともに、グループ各社へもコンプライアンス及びリスク管理に関するマニュアル等を適用し、統一的な体制整備を行っております。
- ② グループ各社へ兼務役員を派遣し、取締役会に参加させることにより、職務執行状況の監督を行っております。

6. 監査役を補助する使用人体制とその独立性

取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置します。なお、その従業員の人事に関する事項は、監査役と協議のうえ決定します。

7. 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、毎月開催する取締役会において、各取締役から委嘱された業務の執行状況についての報告を受けております。
- ② 監査役は、毎月開催する経営会議において、各部門長からの業務の執行状況についての報告を受けております。
- ③ 監査室は、使用人の職務執行状況及び相談・通報の状況について、適宜、監査役に報告しております。
- ④ 監査役は上記で受けた報告の内容については、監査役会において改めて報告することにより、監査役会の監査機能を高めております。

以上